

社団法人宮城県観光連盟定款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は社団法人宮城県観光連盟と称する。
- 第 2 条 本会は事務所を仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号宮城県庁内に置く。
- 第 3 条 本会は宮城県内における観光事業の振興を図り、地方文化産業の発展と体位の向上に資し、併せて国際親善に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 県内観光協会の強化助成
 2. 総合観光計画の立案及び建議
 3. 観光資源の施設の調査及び改善
 4. 観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致
 5. 観光に関する出版物の発行
 6. 観光思想の普及及び観光従業員の資質向上
 7. 観光諸行事の実施
 8. 観光みやげ品の改善指導
 9. 観光情報の収集領布及び他観光機関との連携
 10. その他本会の目的を達成するに必要な事項

第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は宮城県下各地の観光協会を第一種会員とし、本会の事業に関係ある各種団体及び事業者を第二種会員とする。
- 第 6 条 会員となるにはその申し出により理事会の承認を得て入会する。
- 第 7 条 会員は会費を負担する義務がある。会費に関しては毎年総会の議決を経て定める。
- 第 8 条 会員は次の各号の一に該当するときはその資格を失う。
1. 脱 退
 2. 除 名
- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは理事会の決議により除名する。
1. 本会の名誉を毀損したり、趣旨に違背する行為があったとき。
 2. 会費の納付を怠ったとき。

第 3 章 役員及び顧問

第 10 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1人
2. 副 会 長 2人（内1人県観光主管部長を充てる）
3. 理 事 30人以内（内1人を常任理事とする）
4. 監 事 2人
5. 評 議 員 若干名

会長、副会長及び理事は民法上の理事とし、監事は民法上の監事とする。

第 11 条 理事及び監事は総会において選挙する。

会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。

評議員は関係各機関の中から観光事業についての学識経験者をもって総会において推挙する。

第 12 条 役員の任期はいずれも2ヶ年とする。但し重任を妨げない。

前項の役員中、補欠によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

役員はその任期が満了したときも後任者が就任するまではその任務を行なう。

第 13 条 会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位によって会長に事故あるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を行なう。

理事は本会の運営に関する重要事項を審議する。

常任理事は常時会務に参画し会長の指揮を承けて会務を処理する。

監事は業務及び会計の状況を監査する。

評議員は会長の諮問に答申し、又は会長に意見を具申する。

第 14 条 役員はいずれも名誉職とする。

第 15 条 本会は顧問若干名を置く。

顧問は観光事業についての学識経験者の中から総会において毎年推挙する。顧問の任期は2ヶ年とする。

第 16 条 本会の事業の円滑な遂行を図るため専門委員を置くことができる。

専門委員は会長が委嘱し、本会の事業に関する専門事項について会長の諮問に応じ調査研究する。

第 4 章 会 議

第 17 条 本会議は総会、理事会、評議員会とし、会長が夫々召集して議長となる。

第 18 条 総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年1回、臨時総会は会長が必

要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の請求があったとき開会する。

第 19 条 総会において本定款に別段の定めあるものの外、次の事項を決議する。

1. 定款の変更
2. 経費の収支予算及び決算、並びに会費の徴収に関する事項
3. その他重要と認められる事項

第 20 条 会議の議決は出席会員の過半数で決する。可否同数のとき議長が決する。

第 21 条 本定款の変更は総会において出席会員の4分の3以上の同意がなければなら
ない。

第 22 条 理事会は随時開会し、本会運営に関する重要事項を審議する。

第 23 条 評議員会は必要に応じて開会し、会長の諮問に応じて意見を具申する。

第 5 章 職 員

第 24 条 本会に事務局を設け、次の職員を置く。

1. 事務局長 1 人
2. 主事、書記、嘱託その他 若干名

職員は会長の命を承け会務に従事する。

職員の任免は会長が決する。

第 25 条 削 除

第 6 章 会 計

第 26 条 本会の経費は会費、補助金、寄附金その他をもって充てる。

第 27 条 脱退又は除名された会員の既納会費は返還しない。

第 28 条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 解 散 及 び 精 算

第 29 条 本会は総会において総会員の4分の3以上の承諾がなければ解散することが
できない。

第 30 条 本会解散の場合財産の処分は総会の議決により定める。

附 則

- 第 31 条 本定款執行上必要な規定は理事会の議決を経て別に定める。
- 第 32 条 昭和 6 年 4 月 1 日設立の宮城県観光協会の財産、事業及び職員は、本会設立と同時に承継するものとする。
- 第 33 条 この定款は、昭和 24 年 6 月 14 日から施行する。